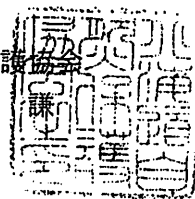


2006年7月12日

北海道知事 高橋はるみ様

(社) 北海道自然保護協会  
会長 佐藤 謙



平成18年度エゾシカの捕獲禁止及び制限（可猟区域）に係る意見書

標記に係る当協会の意見書を次の通り提出します。

1 特定鳥獣の捕獲の禁止および制限に対する意見  
(賛否の別) 保留

2 賛否に係る理由

今回の道案は、基本的に平成17年度エゾシカ対策案と変わらないので、当協会は、昨年度と基本的に同じ問題点を指摘しなければなりません。エゾシカの科学的管理を行う観点から考えると、増加の状況や原因を緻密に調査研究し、その原因に対して実効ある対策を講じることが肝要と考えます。しかし、道案には以下の問題点がありますので、それらがクリアされない限り、賛成できません。

(1) 道内を単純に3ブロック（西興部地区を入れると4ブロック）に区分し、一律に駆除頭数を定めることは、各支庁・市町村で数値差が大きいため、科学的・客観的な説明責任を果たしていないと判断します。エゾシカの生息域が拡大し、増加傾向を示しているとの実感はありますが、エゾシカの駆除・管理は科学的根拠をもって丁寧に行われなければなりません。私たちは昨年の公聴会において、全道ならびに地域ごとの個体数の増加、地域的な疎密の程度、水平的・垂直的季節移動など科学的調査に関する具体的提案を行いました。これについてどのように考えられ、新たな調査方法を検討してきたのか、最初に示していただきたい。また、昨年度の効果をどのように検証して今年度に反映させたのかも示していただきたい。さらに、今年度の調査として、例えば、農林業被害が大きく、急増・拡大している地域とその周辺域を重点的に駆除し、その効果を科学的に検証する必要があると考えます。すなわち、緊急駆除地域を定め、エゾシカの移動を押さえつつ密度を薄める作業を数年間試みることも必要でしょう。そうした科学的データの蓄積が、結果的には、将来の適正な管理につながると考えております。

(2) 自然生態系への影響を防ぐため、死体（残滓）処理と鉛弾の使用禁止を徹底する対策が必要と考えます。第一に、駆除による残滓処理については、個人の狩猟者に依存するのではなく、猟友会各支部単位でのチーム狩猟をお願いすることによって、より効果的に残滓が処理されるように考えます。また、なぜ正しく残滓が処理されないのか、猟友会を通じてハンターに匿名アンケートを行い、その結果を分析すべきとも考えます。ハンターが直接の狩猟目的としない残滓の処理についてどのようにすべきか、道は、ハンターの意見を十分に聞いた上で実効ある対策を講じようとしているのか疑問が生じております。第二に、鉛弾の使用や残滓放置が確認された場合、罰則規定を強める対策など、道として積極的な指導・対応が必要と思えます。鉛弾使用をやめさせる素早い方法として、無償または補助金を出して銅弾と交換する対策も考えられますが、単なる指導・通達や実効のない罰則では、不法処理が後を絶たないと考えます。